

資料 4

運営推進会議について

運営推進会議について

久喜市条例において、地域密着型サービス事業所は次のとおり運営推進会議を実施することとしています。

※定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所においては、「介護・医療連携推進会議」

感染症に伴う書面開催について

令和7年4月より、書面での開催は原則認められません。
地域密着型サービス事業所は対面での運営推進会議の開催を再開させてください。

運営推進会議について

開催頻度

サービス	回数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	おおむね6月に1回以上
地域密着型通所介護	おおむね6月に1回以上
認知症対応型通所介護	おおむね6月に1回以上
小規模多機能型居宅介護	おおむね2月に1回以上
看護小規模多機能型居宅介護	おおむね2月に1回以上
認知症対応型共同生活介護	おおむね2月に1回以上

運営推進会議について

参加者

事業所において参加者を決定しますが、想定されているのは次の方です。会議の趣旨をよく説明し、参加を依頼してください。
(必ずしも全員揃う必要はありません。)

(例)

- ・利用者、利用者の家族
- ・地域住民の代表者（区長・自治会・町内会の役員、民生委員・児童委員、老人クラブの代表者、近隣住民など）
- ・市町村の職員又は当該事業所を管轄する地域包括支援センターの職員
- ・当該サービスに知見を有する者
- ・地域の医療関係者（定期巡回の場合）

運営推進会議について

開催の周知

郵送、メール、FAX等で参加者に開催日・場所・内容等をお知らせし、当日までに会議で配布する資料を作成してください。

久喜市あてにお知らせいただく場合

○メールまたはFAX

→本庁舎介護保険課あて

○窓口に持参

→本庁舎介護保険課または各行政センターの福祉係まで

運営推進会議について

内容

サービスの提供状況の報告、それに対する参加者からの意見や要望・助言などを受けます。
所要時間は1時間程度でお考えください。

明確な規定はありませんが、利用者の人数や要介護度別の人数、職員の状況、実施しているイベントの様子や、訓練、研修、事故の報告などをしていただいています。

運営推進会議について

個人情報の取り扱い

運営推進会議で配布する資料は、特に個人情報に注意して作成してください。

また、市に提出していただく議事録等は、久喜市情報公開条例における公文書の開示の対象となることを、あらかじめご留意ください。

公開の際は、個人が特定されないよう、個人名や顔写真を塗りつぶして提供しますが、イニシャルでの表記にする、写真は必要なものだけにするなど配慮をお願いします。

運営推進会議について

開催後の議事録

開催後は、原則として議事録の写しを介護保険課に提出してください。

介護保険課職員が出席している場合につきましては、内容を把握しておりますので、提出を省略して差し支えありません。

議事録の作成及び事業所での公表は
必須です。